

薬生食監発1105第1号
令和2年11月5日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う
監視体制の強化について

標記について、別添のとおり農林水産省から各都道府県知事宛て通知を発出したとの情報提供がありましたのでお知らせします。

引き続き、食鳥処理場における鳥インフルエンザを疑う場合のスクリーニング検査及び感染の疑われる生体の搬入防止の指導等の実施について、御対応をお願いします。

[参考通知]

- ・「食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ・スクリーニング検査の実施について」平成16年3月12日付け食安監発第0312001号（平成27年9月9日最終改正）
- ・「高病原性鳥インフルエンザ感染食鳥の食鳥処理場への搬入防止について」平成17年4月13日付け食安監発第0413001号

2 消安第 3485 号
令和 2 年 11 月 5 日

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官 殿

農林水産省消費・安全局長

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に
伴う監視体制の強化について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事宛てに通知いたしました
ので、御了知いただきますようお願いいたします。

写

2 消 安 3 4 8 5 号
令和 2 年 11 月 5 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う
監視体制の強化について

昨日、香川県内の鶏飼養農場において死亡鶏が増加した旨、香川県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施したところ、本日、H5亜型であることが確認されました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、当該死亡鶏について、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定しました。

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「北海道で採取された野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について」（令和2年10月30日付け2消安第3417号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）により、万全を期すようお願いしているところですが、今般の事例は、平成30年1月の発生以来の国内における発生事例となりますので、改めて、早期発見・早期通報の徹底並びにウイルスの人・車両又は野鳥を含む野生動物を介した農場内及び家きん舎内への侵入防止対策について、指導又は助言を実施するようお願いいたします。

また、防疫指針第4の1の（1）にあるとおり、家きん所有者等から異常家きんの通報を受けた場合には、万一の際の防疫対応に係る準備・調整を円滑に行うため、その情報を直ちに当局動物衛生課に報告するなど、迅速かつ的確な初動対応の実施につき、遺漏なきよう改めてお願いいたします。